

一、二百七十石四斗

一、四百五十九石三斗三升

一、一千七十一石

一、六百石

一、二百五十石一斗

一、七百五十九石二斗九升

一、二百五十五石

一、三百四十六石二斗五升

一、八十三石八斗一升

一、四百十石

一、五百八十四石五斗

一、六百三十六石

一、四百八十八石九斗八升

締壹萬壹千百貳拾九石五斗五升餘

江戸積下り酒の搬路 次ぎには我が池田郷の清酒江戸積下りの交通搬路を考ふるに、其の初

め海運の業未だ幼稚にして、商船として獨立し便船なき時代は、主として陸路馬背に依りて運

同 山城屋繁太郎 人
加茂屋利恵
樽屋伊助
油屋奇預り
酒屋年寄預り
西田屋與三郎
酒屋年寄預り
大和屋源兵三
大和屋慶助
小部屋たけ
豊島屋も
米谷屋吉次郎

三三

搬せしものゝ如し。されど江府に於ける需要者の激増と、當地酒造家の充實せる生産能率とは到底從來の如き姑息なる陸路人馬の搬送により、之れ等需給配分の均霑を望むべからず。進んでは是れ等經濟能力の充實及び進展を望まば、勢ひ海上航業の輸送機關に待たざるべからざるに至りしが、而も當時水運の機關猶ほ搖籃中に属し、酒造家の翹望をすべき商船の備へあらず、只纔に水上航漕の機關として存するは、十組問屋の經營せる菱垣廻船(二百石内外積)にして他の百貨と共に混載して漸く江都に傳遞したるに過ぎざりしが如し。當時此の海上航業を營みし十組問屋とは、江戸に於ける諸色海上積みの事にして、其の町中の内十に組合せたるもの故、何時とはなしに十組と傳唱したるものなり。されど此れ等海上航業も、脆弱なる帆船及び幼稚なる水夫の航海術は信頼して、行はれたる一種の冒險事業なる事は言を待たざるべし。茲に於いて、靜穩なる海上を航走する時は兎に角、一度風波起りて巨浪船を吞むが如き海難に遭遇する時は、積載貨物に至大の損害を蒙るは必然にして、延ひて遭難貨物の損害責任及代價問題につき、問屋側と荷主間に屢次の紛争なきを得ず。此の結果、海難の責任を回避し其の損金の歩合を均等主義に依りて支辨せん事を主張したる當時の酒造家は、自然夫れ等十組問屋の仲間に喜ばれず、遂には組合の百貨と混載する事を阻まれ、以來酒樽のみ別船に依りて航海せざるべからざるに至れり。此の事は一見酒造家の苦痛を感ずる如く想はるゝも、之れ寧ろ酒造家に執りて幸福を贏ち得たるものと云ひ得べく、乃ち酒造家は此の機に臨み獨立したる船舶に依りて

自由航海を爲す事は、將來自家生産品の分配供給率を向上進展せしむる事に偉大る効果を齎す事明らかなればなり。而して當時別船になしたる酒積船を以來『樽船』と唱へ來たりたるが、我が郷土に於ける造酒界にても、早く應仁時代より業を創めたる酒匠蒲願寺屋が、始め江戸に酒を送るに歩擔より馬駄に移り、馬駄より船載に移りたるものにして、寛永の頃既に蒲願寺屋の請に依り時の奉行が、猪名川の通船を許容したるに思ひ合すれば、此の船に依り猪名川を下り神崎、傳法等より親船に積替へて江戸に送りたるものゝ如し。

當時の猪名川、されど茲に注意すべきは、我が猪名川の流域なり。往古猪名川は大灘に直流したる巨川にして、彼の難波——大伴御津の海岸線が、今の川邊郡小田村附近の長洲、難波の邊に及びし頃は、我が郷土は一大水灘にして、猪名の港と呼ばれし事は萬葉集及び古今以下廿一代集を通じて明かなり。即ち萬葉集、讀人不知に、

大わだにあらしなふきぞしなかつり

居名の湖に舟はつるまで

同集卷十六に、是れも讀人不知、

かくのみにありけるものを猪名川の

おきなをふかめてわれかへりける

又催馬樂の階香取章に、

しながとり、居名のみなどに入る舟の、梶よくまかせ、かたぶくな、若草の妹も乗りたりや我ものりたりや、船かたぶくな、かたぶくな

と、風流なる叙情歌もあり。されど由來猪名川は名にし負ふ急流にして、最も多くの土砂を吐き出す爲めに、自然下流の川床に土砂を堆積して砂洲を築き、自然の平野をなし、又流域は二分して猪名川の本流と藻川の二となれり。以來猪名川は大雨毎に其の瀬を替へ、且つ川床を埋めたる爲めに、船に自由ならず、徳川時代に至り河川の修理を施して漸く通船の自由を得たるも、中葉以後は上流は殆ど其の自由を失ひ、纔かに伊丹附近より通船したるものゝ如し。彼の詩人後藤春章が嘗て酒に浸りつゝ伊丹附近より此の急灘を下りて景勝を賞でたる詩あり。

東岸交菰蘆 西提半箔柳 輕舟乘淺流 小春喧可食 行到路徇下 不免皆縮首

岸勢合還開 船頭左乍右 水落灘聲急 風景移如走 白石鄰々淨 洗杯澆腸垢

又『攝陽群談』には

池田の酒は池田村之を造り神崎川の川船に積ましめ諸國の市店に運送す、云々。

とあり。想ふに當時尙ほ三十石位の船は通へるが如し。されど伊丹よりの通船も夏期より秋の彼岸までは、下流地方の耕田灌漑の爲めに通船を禁じられたれば、神崎及び廣芝（豊能郡豊津村）迄の津出しは主として陸路駄馬に依りて運搬せられたるものゝ如し。

江戸に於ける池田店 斯くの如く近世池田郷の清酒江戸積み下りは、主として陸路駄馬に依

りて神崎、廣芝に向け、津出し、而して神崎より傳法、尼崎、安治川等に至りて、本船に積み替へ江戸表に輸出したるものゝ如きが、一方之れと同時に江戸に於ける我が郷土の酒店は、如何なる状態に在りしかと云ふに、元祿當時我が郷土の酒店は江戸新川町及び靈岸島（池田屋喜衛門）等に在りて、凡て荷主よりの委託販賣をなしたるものゝ如し。而して當時池田酒が江戸積みしたる石数は正確なる統計を得ざれども、當時池田酒の酒造高は殆んど全部江戸積みとなり、元祿十年には一萬千二百三十二石餘の酒造を成したれば、之れ等酒造高の大部分が江戸積下酒として江都の市場を賑したるものと知るべし。一方當時に於ける酒類の値段付（守貞漫稿に收載せる古報帳縦圖中より）を見るに、池田上酒一升に付伊丹、西宮の極上酒より二十文の高値を示し、池田酒上々酒は西宮、伊丹酒より一升到付五十二文の懸値をなす我が郷土の美釀があらゆる下り酒の群を抜きて、江戸百萬の顧客に迎へられたるは聊か人意を強くするに足るされど時運の力は昔日の殷盛を保つ能はず、爾來四十年池田酒造株は其の分株に依りて、他郷に勢ひを移植し衰殘の命運に遭着したる事は、満願寺屋以後の酒造界變遷にも記述したるが如し。

六種の酒造株 我が郷土に於ける酒造の歴史は尙し。されど官憲が制度を設け、酒家の釀額を一定し以て之れを裁制したるは、實に明暦三年の事にして、今を去る二百六十四年前の事に

属す。是れ我が國に『酒造株』なるものゝ公定せられたる起源なり。而して『酒造株』には六種の等級ありて、各其の利權を異にしたなり。乃ち六種とは『永々株』『新規株』『拜借株』『清水株』『菊屋株』『粃株』にして、新規株、拜借株、清水株、菊屋株は皆特殊の事情に依りて許可せられたるものなり。『永々株』は一に古株と稱し、即ち明暦三年發する處にして、犯罪若しくは其の業を繼承すべきものなきにあらざるよりは之れを沒收し、又は臨時に休業を命ぜず。蓋し酒造株中最も勢力を有せるものにして、池田郷の酒造株の如き主として此の古株即ち永々株にして、運上冥加銀（江戸幕府時代に於ける定率ある一種の課税にして、主として商工業者に課したる税目）御免のものなり（時に上納したるものあるも極く稀なり）。次ぎに『新規株』は一に辰年御免株と云ふ。即ち天保三年代官辻富治郎其管下、所謂御分五組即ち今津灘四組、酒家の爲めに幕府に稟請し特許を得たるものなり。又『拜借株』は政府、料金を徴し特に貸與せしものを云ひ凡て天保以來の酒株なり『清水株』は攝津島上郡（三島郡）富田村の清水某に特許せる所のものにして慶長五年關ヶ原の役に功勞を立てたる時に特許を得たる株なり。『菊屋株』は奈良の酒家菊屋治良左衛門の有する所にして、一に之れを御膳酒株と稱し、其の釀造する所は必ず先づ幕府に進貢したるものにて、此の株は冥加運上を課せず。『粃株』は粃に依りて釀造したるものなれども其の起源詳かならず。而して酒造株制定の理由は、政府が同一營業團體の利益及び福祉を増進せんが爲めに從來の商習慣を打破改造し、進んで同一營業者の團結力を養ひ以て商品價

格の均一を強制し、生産より消費者に對する分配能率を昂進せしむると同時に、年々の豊凶に鑑み製造力を索制したるものにして、尙ほ曩に『池田商都の起源及變遷』中『株の利權と營業狀態』の項中に於いて述べたるが如き、略類似の意義を含み居れりと見るべし。

酒造株の賣買 酒造株の賣買讓與は、何時頃に行はれたるやは詳かならざれど、明暦三年株の制度一定せし以後の事なるは明かにして、其の後正徳四年幕府御用部屋御書留に、醸造の業を他人に讓與するは代官直ちに之れを許可し、其の管外に涉るものと雖も國を異にせるものは稟候を経て後之れを處分すと云ひ居れば、當時既に公許し居れるが如し。當時我が郷土に於ける酒造株は前述の如く、伊丹、西宮及び灘五郷地方に於ける『新規株』又は『拜借株』の如き一般無特權株と異り、運上冥加御免は勿論其の他幾多の特權を有したる『古株』即ち『永々株』と公稱されたる利權株なれば、一般近郷の酒造家等が其の讓渡を翹望懇請したる事は明かなり。されば我が郷土の酒造旺盛の時代に於いては斷じて酒株の分割及び讓渡の如き賣買行爲の行はれたる事なきも、當時偶々我が郷土酒の造家が休株したる場合ある時は、他よりの酒株讓與の申込みに對し適宜分割讓與したるものゝ如きが、それも何時しか或年月經過の中に一種の營業既得權と醇化するや、遂には有價證券の如く賣買讓與の惡弊迄も生ずるに至れり。故に當時他郷の一般酒造家は、若し池田酒造家の『古株』にして讓渡賣買の好機を與ふるならば、價格の高下を問はず、巨資を投じて其の利權を收め、盛に『古株』を買收扶殖し以て將來商勢進昂の期待に力

めたり。されば是れ等他郷の移殖政策は遂に我が郷土の酒造家等を動かし、巨資と多大の勞力を費して釀酒の苦を嘗めんよりは、賣手して株の賣買に依りて其の利を見ん事を夢み、永年の利權を棄て、眼前の利慾に惑溺し、遂には回收すべからざる釀造上の頽勢を招き、他郷の後塵を拜すべき運命に會したるなり。

池田酒の聲價 最後に當時我が郷土に釀造したる清酒が、如何なる聲價を以て天下愛飲の顧客に迎へられしかを述べし。彼の豊後の詩人にして醇酒を嗜みたる廣瀬旭莊が、嘗て酒の都の我が郷土を慕ひ來たりし時、同じ鯨飲黨の旗頭たる牡丹花宵柏遺愛の碑前に額づきて、心かなる酒頌の一絶を手向けたる事あり。即ち、

李溪南去幾千家、春店青旗酒可購、誰知寒山紅葉下、桐江叟誌牡丹花

又『大東昭代詩記』を見るに、川邊郡川西村小戸東明寺と云ふ禪宗寺に梵柱(百拙)となん呼べる學德兼備の名僧ありき。此の禪僧は當時池田の商都に平民文學の先驅を成さしめたる吳江詩社の祭酒、田中桐江(前掲牡丹花遺愛の碑文を撰せし人)を武陵より伴ひ來たりし人にして、洒脫諷懷の氣に富み裏門より童酒と運びしを常とせり。嘗て桐江と其の草堂に會飲して、左の如く我が酒都の美釀を賞へたり。

和桐江草堂憶懷韻

僧 梵 柱

高齡煙嵐丘壑幽 夙心今已十分酬 操音白雪應弦落 磨劍寒星繞磧流

金屋朱門同夢化 僧房樵舍任情笛 吳江春酒魚伯美 贏得乾坤一釣舟
猶は當時物徂徠門の高足にして詩人として有名なる服部元喬が、當地吳江詩社の祭酒田中桐江の七十の賀に寄せたる律詩にも 我が郷土の美釀を賞へて、

富山人七十初度寄此奉賀

服部元喬

長笛紫氣滿西關 道德書成日月閑 直北京城通極斗 維南郊留繞名山
共言空谷人如玉 且想春風鬢未斑 吳里家々多美酒 應堪更勸百花間
と詩へり。江戸に於ける我が美釀の聲價も以て見るべきにあらずや

濱酒の菰印 猶は我が郷土の清酒の菰印に就いて附記せんに、此の事は「攝陽落穂集」「守貞漫稿」及び「山海名産圖繪」等に多く収載され居るも、今は我が郷土に於ける主要名酒の二三のみを掲げ置くべし。



此の印が有名なる満願寺屋九郎右衛門の「小判印」なり。此の印は満願寺屋の紋ごころの「丸に三引き」より變じたるものと聞く。元の場所は池田本町東大和屋跡にして現在池田警察署東隣の地がそれなり。



此の印が當時の長者大和屋金五郎の菰印にして、「一鱗」と呼べり。池田本町舊戎神社の東隣の地が舊跡地に相當す。



此の印は東大和屋庄左衛門の菰印にて「三ツ山」印と呼ぶ。元の地は今の池田警察署の地なり



これは山城屋治郎兵衛の菰印にて「山山」印と云ふ。元の地は池田西本町突當り北村儀三郎氏の邸宅がそれなり。今池田室町四番丁に住居せられる工學士葛野莊一郎氏は正しく此の山城屋の後裔に當る人なり。



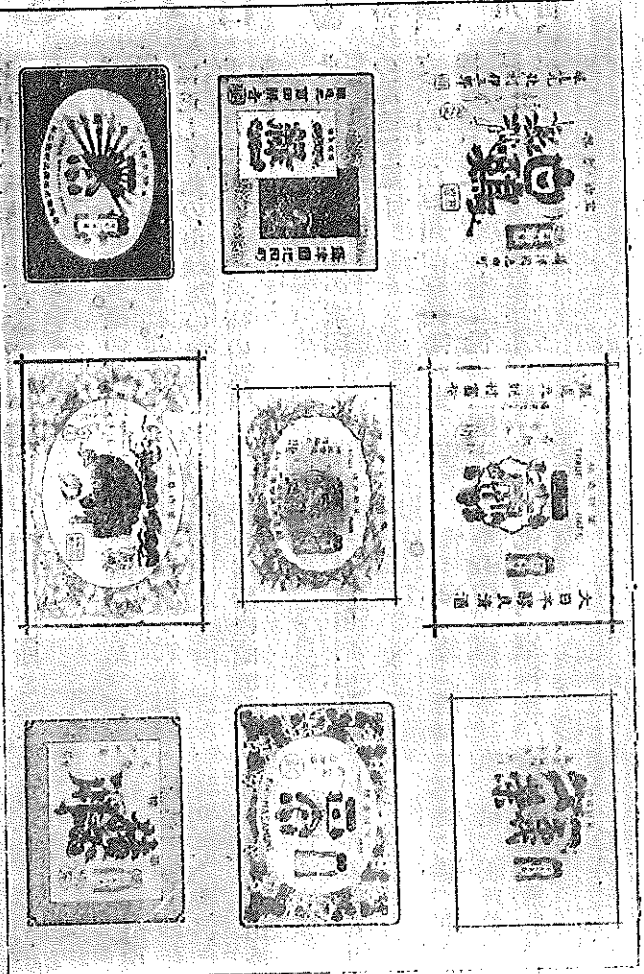
此の印は表鍵屋平兵衛の菰印にて、元の場所は池田本町多田庄跡、池田酒造會社の地なり。



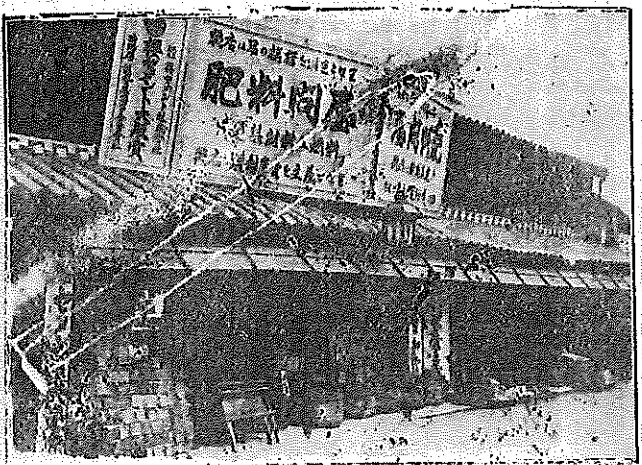
此は裏鍵屋利兵衛の菰印にて、元の場所は池田内田町に老松の在る地なり。

天保時代の池田酒菰印

助廣、友千鳥、江戸川、喜代鶴、鬼笑、むら雀、笑門、大夫松、櫻井、雄多福、
鳴機、榛、文蝶、皆悦、三國一、あら駒、福笑、玉龍、江戸勇、白髭、
縁川、高雄、櫻井麟、鬼切丸、腹鼓、七五三、東海船、満願寺、満壽泉、大將、
三笠山、



上段右より 北村 徳三郎氏 北村 富松氏 北村 伊三郎氏
中段右より 北村 有徳門氏 西田 康之助氏 吉田 泰三郎氏
下段右より 北村 房吉氏 岸上 又吉氏 北村 徳三郎氏



多紀肥料株式會社特約店
内外製肥料株式會社特約店
魚肥北海道直輸入

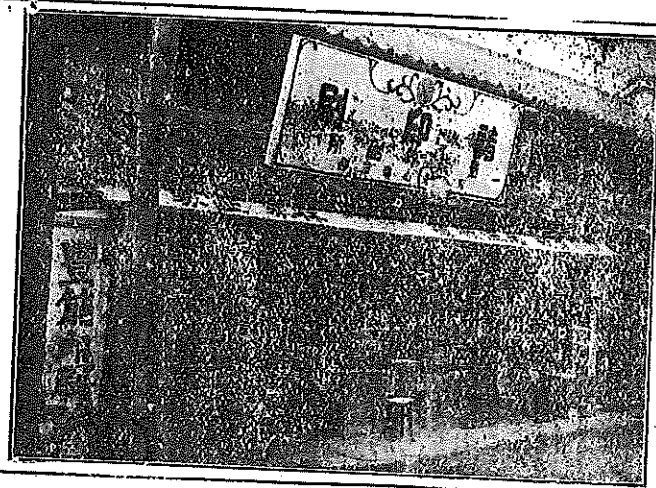
肥料問屋

池田元新町(ケンサキ)

能勢屋商事合資會社

電話 池田 十三番

- 弊店は品質の撰擇を特色とす
- 弊店は薄利多賣を主義とす



活版石版印刷

諸帳簿製作

池田本町

豊能印刷所

所主 青山龜三郎

第三編 社寺及名勝舊蹟

第一章 社 寺

伊居太神社 五月山下に鎮座せる延喜式内の舊社にして、仁德天皇の御宇の創建に成り、歴代の勅願所たりしとぞ。社の縁起に云ふ。神功皇后、天神地祇の威力を藉りて三韓を征討あらせられしより彼の國年々朝貢を斷たず、然れども應神天皇は思ひ給はく、我が國神代より蠶を養ひ糸を績ぎ布を織る道ありと雖も、未だ裁縫の事明かならず、今吳國には其の名手尠なからずと聞く。宜しく速かに之れを召して其の術を盛にせんと。是に於いて卽位三十七年春二月阿知使主、都加使主を使者として、吳國に遣はし縫工女を求めしめ給ひしに、阿知使主等吳國に行く道を知らず、先づ高麗に渡り次ぎに吳に到らんと欲し高麗に至りて道を問ひ、高麗王の久禮波久禮志の二人を副へて導きを爲さしめしより吳國に到るを得、吳王より工女兄媛、弟媛、吳織穴織を與へられて是に吳國との通交起れり。今に至るまで吳をくれ」と讀むは卽ち此の久禮波久禮志の東道に由り初めて交通を開きしに由るものにして、二人は此の四工女を率ゐて筑紫に着し胸形大神の乞に依りて吳媛を大神に奉り(卽ち筑紫御使君の祖となる)、他の三女を伴ひて

家庭經濟之權威

新田式 新案特許

國益獎牌 部内/電

專賣店

燃料節約 時間短縮 勞力省畧

長州風呂

新田會社建築部

大阪市外池田町

營業課目

土	石	煉	セメント
管	灰	瓦	壺
フ	ス	黒土	類
ノ	リ	樋	
			煉瓦積立工事
			敷瓦張付工事
			人造石工事一式
			色土及色砂一式販賣

大阪府下池田町

建築材料商

新田秀三郎商店

電話 二四九番
振替大阪五八六二四番